

火薬類の運搬等に関する事務の取扱手続

昭和 3 6 年 2 月 1 日

訓令(防犯)第 3 号警察本部長

火薬類の運搬等に関する事務の取扱手続

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、火薬類取締法(昭和 2 5 年法律第 1 4 9 号。以下「法」という。)火薬類取締法施行令(昭和 3 5 年政令第 3 2 3 号。以下「令」という。)及び火薬類の運搬に関する内閣府令(昭和 3 5 年総理府令第 6 5 号。以下「府令」という。)に基づく事務の取扱手続について必要な事項を定めるものとする。

(運搬届の受理及び報告)

第 2 条 火薬類の発送場所を管轄する警察署長(以下「管轄署長」という。)は、府令第 2 条の規定による火薬類の運搬届が提出された場合には、その内容を審査し、支障がないと認めるときは当該運搬届を受理するとともに、すみやかに火薬類の運搬通知票(別記様式第 1)により警察本部長(以下「本部長」という。)に電話報告しなければならない。

(通知)

第 3 条 本部長は、前条の規定による報告を受けたときは、当該運搬にかかる火薬類の通路、積替え場所又は到着場所が県内にとどまるときは、当該路線が管轄する警察署長(以下「関係署長」という。)に、他の都道府県にわたるときは関係署長及び関係都道府県公安委員会に、すみやかに前条に定める通知表により電話通知するものとする。

2 前項の規定により本部長から通知を受けた関係署長は、管内の当該路線における交通事情等に基づき、当該火薬類の運搬についての意見の有無及び意見があるときは、その内容をすみやかに本部長に電話報告しなければならない。

3 本部長は、前項の規定による報告を受けたとき及び関係都道府県公安委員会から当該都道府県内の交通事情等についての意見の通知があったときは、すみやかにその旨を管轄署長に通知するものとする。

(運搬証明書の交付)

第 4 条 管轄署長は、前条第 3 項の規定により本部長から通知を受けたときは、ただちに火薬類の運搬届を提出した者に対し、火薬類運搬証明書(以下「証明書」という。)を作成して交付しなければならない。この場合において、通知の内容が火薬の運搬について災害の防止又は公共の安全を保持するために特別の指示を必要とするものであるときは、その事項を適確に指示するとともに、当該証明書の該当欄にその指示した事項を明りょうに記載し、かつ、運搬計画を変更する必要があるときは、当該運搬計画表を訂正しなければならない。

2 管轄署長は、前項の場合のほか、運搬計画表に記載された火薬類の運搬について、災害の防止又は公共の安全を確保するため必要があると認めるときは、前項後段の規定に準じて処置しなければならない。

3 証明書を交付する場合には、その証明書の裏面に当該届出書に添付された運搬計画表を添付し、2 葉の間を署長公印を持って契印するものとする。

4 第1項の証明書には第9条に定める火薬類運搬証明書交付手数料徴収簿（以下「手数料徴収簿」という。別記様式第2）の登載順序にしたがい、一連番号を付するものとする。

（運搬証明書の交付の特例）

第5条 管轄署長は、証明書をあらかじめ交付したのちにおいても、運搬開始までの間に、前条第1項後段に規定する処置ができると認められるときは、府令第2条の規定による運搬届を受理した際に、証明書を交付することができる。

（記載事項変更に伴う証明書の訂正）

第6条 管轄署長（運搬途中にあっては関係署長を含む。以下次条において同じ。）は、府令第4条の規定による証明書記載事項の変更届（運搬途中においては口頭による届出を含む。）が提出されたときは、運搬届が提出された場合に準じて処理しなければならない。ただし、変更届の内容が日時及び経路の変更以外の軽易な変更であって、災害の防止及び公共の安全のため支障がないと認められるときは、この限りでない。

2 前項前段の場合において、第4条第1項後段の処置をとったとき、又は前項ただし書きの場合には、当該証明書の記載事項を訂正して、その個所に署長公印を押印し、かつ、下部欄外に訂正した年月日及び「記載事項変更」の表示を朱書しなければならない。

（証明書の再交付）

第7条 管轄署長は、府令第5条の規定による証明書の再交付の申請書が提出された場合において、その理由を調査した結果、事実相違がないと認められたときは新たに証明書を作成して交付するものとする。この場合において、当該証明書の番号及び発行年月日は、旧証明書の番号、年月日とし、下部欄外に再交付年月日及び「再交付」の表示を朱書しなければならない。

（証明書の返納）

第8条 関係署長は、府令第7条第1項の規定による証明書の返納を受けたときは、所要欄に処理てん末を記載したのち、速やかに県公安委員会の発行にかかるものは証明書に火薬類運搬証明書送付票（別記様式第3）を添付して管轄署長に、他の都道府県公安委員会の発行にかかるものは証明書に進達印を押して本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、他の都道府県公安委員会の発行にかかる証明書が返納された場合には、これに火薬類運搬証明書送付票（別記様式第3）を添付し、当該都道府県公安委員会に速やかに送付しなければならない。

3 管轄署長は、府令第6条又は第7条第2項の規定による証明書の返納を受けたときは、所要欄に処理てん末を記載して処理しなければならない。

（手数料の取扱い）

第9条 管轄署長は、第2条の火薬類運搬届を受理したときは、使用料及び手数料条例（昭和31年千葉県条例第6号）の規定による手数料を徴収し、その定めにしたがい、そのつど手数料徴収簿に登載して処理するとともに、その月分の手数料徴収状況を火薬類運搬証明書交付手数料徴収月報（別記様式第3の2）により翌月7日までに本部長に報告しなければならない。

2 前項の手数料は、当該届出書の右上部に貼付の上、消印しなければならない。

（証明書の受払い）

第10条 警察署には火薬類運搬証明書受払簿（別記様式第4）を備え、受払数を正確に記載しなければならない。

（他の都道府県からの運搬）

第11条 本部長は、府令第9条の規定により、火薬類の運搬について、他の都道府県公安委員会から通知を受けたときは、第3条第1項の規定に準じて関係署長にその旨、通知するものとする。

2 前項の規定により本部長から通知を受けた関係署長は、第3条第2項の規定に準じて、本部長に報告しなければならない。

3 本部長は、前項の規定により関係署長から報告を受けた場合において、意見があるときは、すみやかに当該関係都道府県公安委員会に、その旨、通知するものとする。

（火薬類の譲渡、譲受、消費に対する照会の取扱い）

第12条 本部長は、令第4条第1項の規定に基づき、火薬類の譲渡、譲受又は消費の許可について意見を求められたときは、すみやかに火薬類譲渡（受）調査表（別記様式第5）又は火薬類消費調査表（別記様式第6）により、係員に調査させ又は当該申請者の住所地を管轄する警察署長（消費の場合は当該火薬類の消費場所を管轄する警察署長）に必要事項を指示して調査させるものとする。

2 前項の指示を受けた警察署長は、すみやかに調査を行い、その結果を本部長に電話報告しなければならない。

（照会に対する回報）

第13条 本部長は、前条の規定により火薬類の譲渡、譲受若しくは消費について調査を遂げ、又は警察署長から報告を受けたときは、その調査又は報告の内容を審査し、その結果をすみやかに火薬類譲渡（受）に関する意見書（別記様式第7）又は火薬類消費に関する意見書（別記様式第8）により知事に回報しなければならない。

（措置要請の取扱い）

第14条 警察署長は、立入捜査その他の理由によって、法第52条第4項及び令第6条の規定により公安委員会が経済産業大臣、知事又は海運局長に対して必要な処置をとることを要請すべき事項を知得したときは、処置要請報告書（別記様式第9）により本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、前項による警察署長の報告を受けた場合は、これを審査し、合理的に判断してその理由が十分であり、かつ、その必要があると認められるときは、その要請事項が、経済産業大臣の権限に属するものは国家公安委員会に、都道府県知事の権限に属するものは知事に、海運局長の権限に属するものは、海運局長に、それぞれ処置要請報告書（別記様式第9）により要請するものとする。

（緊急措置）

第15条 法第45条に規定する緊急措置をとる必要のある場合とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

（1）現に運搬し又は運搬しようとする火薬類が、運搬途中において自然爆発を起こすおそれのあることが判明した場合

（2）現に運搬し又は運搬しようとする火薬類が犯罪その他に悪用されることが判明した場合

(3) 現に運搬し又は運搬しようとする火薬類の通過地、到着地等に災害、暴動等の事態が発生し又は発生のおそれがある、地方の静穏を害するおそれがあり、火薬類の運搬が適当でないと認められる場合

(4) その他災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため、特に火薬類の運搬を一時禁止し、又は制限する必要があると認められる場合

2 本部主管課長又は警察署長は、火薬類の運搬が前項各号の一に該当すると認める場合には、その理由をすみやかに本部長に報告しなければならない。ただし、急速を要し報告するいとまのないときは、必要な措置をとった後すみやかに報告しなければならない。

3 本部長は、前項の報告に基づき必要な措置をとったときは、その状況を公安委員会に報告するものとする。

(通知書の交付及び公示)

第 1 6 条 前条の規定に基づく緊急措置は、火薬類運搬禁止 (制限) 通知書 (別記様式第 1 0) を交付してこれを行うものとする。

2 第 1 5 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に該当する場合は、前項の手続のほか当該運搬禁止 (制限) 区域、期間及び理由等を千葉県報に登載して公示するものとする。ただし、急速を要し、その手続をするいとまのないときは、その後すみやかにこれを行うものとする。

附 則

この訓令は、昭和 3 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 3 6 年 5 月 1 日本部訓令第 1 0 号)

この訓令は、昭和 3 6 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 3 7 年 1 1 月 1 3 日本部訓令第 1 9 号)

この訓令は、昭和 3 7 年 1 2 月 1 日から実施する。

附 則 (昭和 5 1 年 5 月 7 日本部訓令第 8 号)

この訓令は、昭和 5 1 年 5 月 7 日から施行する。

附 則 (昭和 5 3 年 1 2 月 2 5 日本部訓令第 1 1 号)

この訓令は、昭和 5 3 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

附 則 (昭和 6 1 年 9 月 1 6 日本部訓令第 1 0 号)

この訓令は、昭和 6 1 年 9 月 1 6 日から施行し、昭和 6 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 8 年 3 月 2 9 日本部訓令第 1 0 号)

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 3 年 3 月 1 日本部訓令第 4 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

以下別記様式省略

